

山梨県公報

第二千五百六十五号

平成二十七年

十二月十日

木曜日

目次

告示

- 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出……………七七五
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………七七五
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………七七五
- 指定施設要件変更保安林の所在不分明通知……………七七六
- 国土調査の成果の認証……………七七六
- 公共測量の実施……………七七六

告示

山梨県告示第四百十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。
平成二十七年十二月十日

山梨県知事 後藤 齋

- 指定構造計算適合性判定機関の名称
株式会社グッド・アイズ建築検査機構
- 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
(一) 変更前 東京都新宿区百人町二丁目十六番十五号
(二) 変更後 東京都新宿区百人町二丁目十六番十五号及び神奈川県横浜市中央区尾上町四番五十七号
- 変更の年月日
平成二十七年十二月一日

山梨県告示第四百十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。
平成二十七年十二月十日

山梨県知事 後藤 齋

- 指定の年月日
平成二十七年十二月十日
- 指定道路の位置
斐崎市藤井町北下條字山本千八百二十四番一
- 指定道路の幅員
最大五・〇メートル 最小四・九九メートル
- 指定道路の延長
三十一・二四メートル

公告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十七年十二月十日

山梨県知事 後藤 齋

- 申請のあった年月日 平成二十七年十一月三十日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
1 名称 特定非営利活動法人こどもサポートやまなし
2 代表者の氏名 田代 和生
3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市中央二丁目七番十号
4 定款に記載された目的
この法人は、子どもにかかわる問題として、家族の離別、失業、DV、病气(身体的なもの他、依存症等)、国籍等による精神的・経済的生活苦と子ども自身の生育環境に起因する引きこもり、不登校、いじめ、虐待、発達障害等があり、こうした問題を抱える子どもやその家族に対して、寄り添いながら、学校等あらゆる機

関及び関連団体等との連携のもとに必要なサポートを提供し、すべての子ども達が夢と希望をもって成長していける社会の実現に寄与することを目的とする。
三 縦覧期間 平成二十七年十二月二日から平成二十八年二月一日まで

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十七年十二月十日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方
山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
北杜市武川町柳澤字大平三九七二の一、三九七二の二、三九七二の二八、三九七二の八五、三九七二の八六、三九七二の九八	石水武彦、小野文隆、中山福孟、日向南進、武藤和重、武藤繁子、武藤武、武藤利秀、武藤成元、武藤英則、武藤保長、中山義博

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十七年十一月十二日農林水産省告示第二千四百九十八号

● 国土調査の成果の認証
国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成二十七年十二月十日
山梨県知事 後 藤 齋

- 一 調査を行った者の名称
南アルプス市
- 二 調査を行った時期
平成十八年五月二十九日から平成二十七年三月二十五日まで
- 三 成果の名称
地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域
南アルプス市芦安苜倉及び苜安安通の各一部
- 五 認証年月日
平成二十七年十二月三日

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲州市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
平成二十七年十二月十日
山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 二 測量の地域 甲州市全域
- 三 測量の期間 平成二十七年十二月一日から平成二十八年三月十八日まで